

社団法人日本脳神経外科学会
発展途上国における海外講演・講習依頼に関する内規

平成 19 年 1 月 1 日理事会決定

平成 19 年 10 月 1 日改正

平成 21 年 5 月 14 日改正

1. 対象の学術集会：

発展途上国で行われる WFNS education course および日本とのジョイントカンファレンス、教育講習会などについて、あらかじめ理事会において承認されたもの。

2. 依頼経路：

主催者あるいは国際委員会委員・国際教育小委員会委員より国際委員会委員長に支援依頼がなされたもの。国際委員会委員長はこれを受けて理事会に付議、承認ののち国際教育小委員会委員長に派遣委員の構成を依頼する。

3. 交通費補助の対象：

国際委員会および国際教育小委員会のメンバー。但し、主催者側より交通費が支給されない場合に限る。

4. 交通費補助額算定の基本：

日本国内から開催地までの往復航空運賃（エコノミー、通常のディスカウント）を基準に算定（あくまでも支援であるので、全額ではない）

5. 支援依頼と報告の手順：

- 1) 国際委員会から委員へ必要事項を記載した依頼書の送付（別紙 1）
- 2) 国際教育小委員会委員長がこれを取りまとめた上、参加者を（社）日本脳神経外科学会事務局に返信
- 3) 参加者は終了後の報告書を（社）日本脳神経外科学会事務局に返信（別紙 2）
- 4) 学会事務局は、報告書を国際教育小委員会委員長に転送し、同委員長の了承を得た後、交通費の振り込みを行う。